

令和 4 年度

財政援助団体等監査報告書

南相馬市監査委員

南相馬市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体に対する監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和5年2月27日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 細田 廣

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の主な実施内容	2
5	監査の期間	2
6	監査の結果	2
	書類審査の結果	2
	抽出団体監査の結果	3
	一般社団法人南相馬パブリックトラスト	3
	N P O法人 Toyボックス原町にこここ保育園	10
	株式会社イマス	11

監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

令和3年度において市が補助金等の財政的援助を与えている団体等

3 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおりです。

項目		着眼点
団体関係	1 財政援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。	事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に成果をあげているか。 補助金等が交付対象事業以外に流用されていないか。
	2 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。	補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。 事業計画書、予算書及び決算書等と所管課等へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。 補助金等の額の確定、精算は適正に行われているか。精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
	3 補助金の経理が適正になされているか。	出納関係帳票等の整備、記帳は適正か。 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 会計処理上の責任体制が確立されているか。
所管課所関係		補助金等の決定は法令等に適合しているか。 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。 補助金等の交付目的、対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 補助金等交付の効果及び条件履行の確認は、実績報告書等により行われているか。 補助金等交付団体に対する指導及び指示は適切に行われているか。 補助金等交付の目的、効果等から判断して、統合・廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考としました。

4 監査の主な実施内容

補助金、交付金、利子補給金等すべてを対象とした書類審査

令和3年度において市が補助金等の財政的援助を与えている団体等の関係書類を閲覧し、南相馬市補助金等の交付等に関する規則及び関係補助金交付要綱に基づき、補助金等の交付決定、実績報告の審査、額の確定等の事務手続が適正に行われているかどうかなどについて審査を行いました。

抽出団体監査

上記の中から3団体を抽出し、当該団体から関係書類、会計帳簿等の提出を求め、交付された補助金に係る出納その他の事務の執行について、補助目的及び事業計画に基づき適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなどについて詳細に監査を行いました。

なお、抽出団体の一般社団法人南相馬パブリックトラストに係る南相馬市市民活動サポートセンター運営補助事業については、監査の過程で補助金の変更及び事業内容、額の確定手続に関して監査の手続を追加し、これを所管するコミュニティ推進課及び一般社団法人南相馬パブリックトラストから聴き取り調査、書類審査を行いました。

5 監査の期間

令和4年12月1日～令和5年2月24日

6 監査の結果

監査した結果は、次のとおりです。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促しました。

4- 全てを対象とした書類審査の結果

補助金等による財政的援助の状況

令和3年度において、補助金、交付金、利子補給金等の名称で財政的援助を与えているものは、総件数で23,210件、総額で3,533,011,534円でした。

この内訳は、1件当たりの交付額、10万円未満のものが16,938件(総件数に占める割合73.0%)、10万円～50万円未満のものが5,850件(同25.2%)、50万円～100万円未満のものが142件(同0.6%)、100万円～500万円未満のものが211件(同0.9%)、500万円～1,000万円未満のものが30件(同0.1%)、1,000万円以上のものが39件(同0.2%)でした。

令和3年度は、令和2年度に比べ総額は減少したものの、住民税非課税世帯給付金事業、福祉灯油緊急助成事業等、10万円未満の補助金件数が7割を占めました。

書類審査の結果

補助金等の事務執行については、概ね適正に執行されていると認めました。しかしながら、市財務規則第3条第1項による「別表1財務事務専決事項7補助金関係」の項に基づく専決処理が適正でないものや、市補助金交付要綱第5条による変更の承認申請がされていなかったものがありました。

金額が50万円以上であるにもかかわらず、課長決裁で処理し、部長専決の決裁を受けていないもの 4件

補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更をしようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けるところ、事業計画変更承認手続きがなされていないもの 1件

補助金等の交付については、地方自治法232条の2の規定により、公益上必要があると認められた場合において補助することができるものと規定されています。

公益上の必要性や事業の目的等、担当所管課の責務において公平公正な視点を持って十分に精査を行い適正に対処してください。

また、補助金等が、本来の目的達成のため有効に使われるよう、補助交付団体との連携及び指導にも注力し、補助金等の成果向上につながるよう検証をしてください。

抽出団体監査の結果

一般社団法人南相馬パブリックトラスト

所管課から提出された調書	
所 管 課	コミュニティ推進課
補 助 金 名	<ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市市民活動団体支援事業補助金（南相馬市市民活動サポートセンター運営事業補助金） ・南相馬市市民活動サポートセンター建物及び駐車場借上げに係る負担金
対象事業の目的	「人と人が支え合う 市民が暮らしやすいまちづくりを目指す」を理念とし、南相馬市民の自主的で公益的な市民活動を支援し、市民と行政が協働するまちづくりを推進する」ことを目的としている。
対象事業の内容	市民活動の情報収集と提供 市民活動の学習、研修の機会の提供 市民活動やボランティア活動の相談 市民、企業、行政との連携及び交流の推進 市民活動のための施設、設備の提供 センターに登録された会員情報の管理及び公開 ~ のほか、目的を達成するために必要な事業
交 付 目 的	まちづくり市民活動団体の育成支援及びネットワーク化を図り、公益活動を推進するため、中間支援組織である市民活動サポートセンターの運営に対し補助金を交付する。
効 果	南相馬市市民が社会参加しやすい環境整備と、活動団体の情報発信や組織強化の支援を通じて、市民活動の活性化が図られた。
根 拠 法 令 名	南相馬市補助金交付要綱 南相馬市補助金等の交付等に関する規則

交付補助金額	16,134,591円（補助金14,214,591円、負担金1,920,000円）
--------	---

関係書類、会計帳簿等を確認した結果、本団体の補助金に係る出納その他の事務については、下記について指摘事項としました。なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

ア 収支決算の状況

収入

(単位:円)

科目	細目	予算額	実績報告額	監査指摘後 修正された額	監査精査額 (を受けて精査)
負担金	負担金	1,920,000	1,920,000	1,920,000	1,920,000
補助金	補助金	14,919,000	14,214,591	14,214,591	14,214,591
寄付金	寄付金		0	143,113	143,113
使用料	コピー機使用料	120,000	56,750	56,750	56,750
	印刷製版機使用料		37,092	37,092	37,092
	ロッカー使用料		8,600	8,600	8,600
	会議室使用料		19,650	19,650	19,650
雑収入	駐車場代	48,000	49,044	39,000	39,000
	預金利息			41	41
	市審議会費用弁償等			14,700	14,700
	用紙代等			1,265	1,265
計		17,007,000	16,305,727	16,454,802	16,454,802

支出

(単位:円)

科目	細目	予算額	実績報告額	監査指摘後 修正された額	監査精査額 (を受けて精査)
人件費		11,076,823	9,555,826	9,473,049	9,421,313
	事務局長	2,880,000	2,582,864	2,582,864	2,582,864
	事務局員	5,617,152	3,759,044	3,759,044	3,759,044
	通勤手当	480,000	272,820	272,820	272,820
	残業代	125,671	1,517,657	1,488,362	1,436,626
	事務局長補佐手当	420,000	315,000	315,000	315,000
	法定福利費	1,554,000	1,108,441	1,054,959	1,054,959
使用料		2,270,472	2,202,362	2,202,362	2,202,362
	建物賃借料	1,920,000	1,920,000	1,920,000	1,920,000
	駐車場チケット	150,000	80,000	80,000	80,000
	コピー機等借上料	200,472	202,362	202,362	202,362

科目	細目	予算額	実績報告額	監査指摘後 修正された額	監査精査額 (を受けて精査)
管理費		2,771,286	3,706,122	3,390,695	3,370,807
	負担金	70,000	70,000	70,000	70,000
	維持管理消耗品	720,000	1,248,509	940,882	940,882
	コピー使用料	193,200	306,881	306,881	306,881
	水道光熱費	517,200	482,201	482,201	482,201
	通信運搬費	266,000	356,495	356,495	356,495
	新聞図書費	100,000	126,098	126,098	126,098
	保険料	36,880	73,370	73,370	73,370
	備品費・修繕費	200,000	279,675	279,675	279,675
	雑費	40,000	30,006	30,006	30,006
	管理交通費	74,888	99,567	99,567	99,567
	社労士謝金	117,000	118,800	118,800	118,800
	スタッフ研修	99,240	140,492	140,492	124,504
	ソフトウェア保守管理費	64,800	33,000	33,000	33,000
	広報費	272,078	272,228	272,228	272,228
	旅費交通費	0	68,800	61,000	57,100
事業費		875,870	670,281	649,364	649,239
	【新規事業】組織づくりのためのセミナー (会計・労務者講座) 【電子会計の入力について学ぶ】	40,150	0	0	0
	広報力強化のためのセミナー4回 (伝えるコツ講座)協力企業:㈱Softbank CSR事業	18,400	0	0	0
	各種団体の交流会と連携	10,800	0	0	0
	広報誌発行	664,440	369,600	369,600	369,600
	各団体の情報収集及び発信事業(ホームページ・SNS)	66,600	0	0	0
	登録団体相談訪問サポート事業	75,480	0	0	0
コロナによる事業見直し	ロジックモデル作成講座	0			
	広報力強化セミナー「スマートフォン体験講座」	0	12,392	15,752	15,752
	プロから学ぶ紹介ツール前準備講座	0			
	事業交通費	0	288,289	264,012	263,887
予備費	予備費	12,549	0	0	0
繰越金	繰越金	0	171,136	0	0
計		17,007,000	16,305,727	15,715,470	15,643,721
	収支差引額	0	0	739,332	811,081

イ 「3 監査の着眼点」の監査結果について

団 体 関 係	<p>1 財政援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に成果をあげているか。 成果を確認できなかった。 補助金等が交付対象事業以外に流用されていないか。 流用されていた。</p>
	<p>2 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。 行われていなかった。 事業計画書、予算書及び決算書等と所管課等へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。 符合する。 補助金等の額の確定、精算は適正に行われているか。精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。 適正でなかった。</p>
	<p>3 補助金の経理が適正になされているか。 出納関係帳票等の整備、記帳は適正か。 適正でなかった。 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 〇おおむね適正 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 適正でなかった。 会計処理上の責任体制が確立されているか。 確立されていなかった。</p>
所 管 課 関 係	<p>補助金等の決定は法令等に適合しているか。 〇適合している。 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。 整備されていなかった。 補助金等の交付目的、対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。 〇公益上の必要性は認められる。 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 おおむね適正 補助金等交付の効果及び条件履行の確認は、実績報告書等により行われているか。 行われていなかった。 補助金等交付団体に対する指導及び指示は適切に行われているか。</p>

	<p>行われていなかった。</p> <p>補助金等交付の目的、効果等から判断して、統合・廃止等の見直しをする必要があるものはないか。</p> <p>ない</p>
--	--

ウ 所管課及び団体からの聴き取り調査及び書類審査の結果から、指摘事項とするもの

(ア) 会計上の明確化について

南相馬市市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)と一般社団法人南相馬パブリックトラスト(以下「団体」という。)の会計が混在した形で経理されており、センターの事業として明確に区分経理されていませんでした。当該補助金は、センターの運営に必要な経費(給料、手当、社会保険事業主負担金等)及びセンターの活動に必要な経費に対して補助を行っているものであることから、当該事業を実施したことが会計上明確に区分できるようにする必要がありました。

(イ) センターの会計処理上の責任体制を見直すべきもの

団体の経営者である代表理事(理事長)がセンター事務局長の職を兼ねています。センター事務局長は、勤務時間が定められており、時間外勤務手当も支給の対象とされていますので、代表理事(理事長)が職を兼ねるのは好ましい状況ではありません。

センターの体制を見直してください。

(ウ) 実施要綱等の整備について

当該事業に係る根拠法令が、南相馬市補助金交付要綱及び南相馬市補助金等に関する規則のみであり、団体が活動する上で判断できない状況にあるようです。要綱等を早急に整備し、センターの事業が設置目的に沿って遂行できるようにしてください。

(エ) 実績報告書・収支報告書等について

補助事業が完了すると、実績報告書が提出され、履行確認、実績確認をしたうえで補助金額を確定することになりますが、今回、収支決算書及び現金出納簿、領収書等を確認したところ、二重計上や対象外経費の計上、また、収入計上漏れ等、正確な実績報告書が作成されていなかったことから、監査指摘後修正された分で739,332円の返還が生じる事態となりました(聴き取り調査後、監査で精査した返還額は811,081円になります)。

補助金を交付するに当たり、団体に対し、対象事業の内容、補助対象経費等について十分に説明を行い、団体の事業実施状況、予算執行、事務処理状況の把握に努め、適時、適切な指導・監督を行わなければなりません。しかし、当該事業については、事業報告書に記載された数値等について、形式的な審査のみとなっており、提出された収支決算書及び証拠書類について、審査・確認が不十分でした。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業内容を見直したことで、事業計画が大きく変更されていましたが、事業計画の変更承認がされていませんでした。

(オ) 認められない経費の計上について

視察研修ということで、事務局長及びスタッフの計3名の休日出勤による残業手当、旅費及び日当の支出がありましたが、事業計画及び事業報告には記載がありませんでした。団体からの聴き取り調査の際、当該事業に係るものとの説明があったことから、研修報告書の提出を求め、研修の内容及び成果について精査しましたが、当該事業で対象となる研修とは言い難い内容でしたので補助対象外とします。よって、監査指摘後に修正された返還額に視察研修に係った経費71,749円を加算した額が返還額となりますので、返還の手続きをしてください。

(カ) 交付対象事業以外への経費の流用について

当該事業費を、団体が市から業務委託を受けた「敬老祝品等支給事業」に係る事務費等に流用していました。

(キ) 概算払いの請求時期について

概算払い請求が、6月7日でしたが、事業開始から2か月以上経ての請求は適時とはいえません。運営に支障を来さないよう適切に対応してください。

(ク) 領収書等の適正な記載と伝票処理について

領収書について、単価、数量等の記載がなく、品名と金額だけのものがありました。

また、実際の支出額と支出伝票の額が相違しているものがあり、結果、過不足金として処理するなど適正さに欠けていました。

(ケ) 給与の支払いについて

団体で定める就業規則第14条賃金の計算期間及び支払日では、「賃金は毎月月末に締め切り、次月10日に支払う」とされていますが、月末締めの当月末払いであったり、翌月1日及び2日の支払いであったりと規定どおりに支給されていませんでした。規定にのっとった支給をしてください。

(コ) セキュリティ対策について

ホームページが開設されていますが、データや通信内容の暗号化がされていませんでした。データの改ざんや情報漏洩につながる恐れがありますので、直ちに適切なセキュリティ対策を講じてください。

(サ) 切手等の金券の管理について

受払管理簿の提出を求め、購入枚数と払出枚数を確認しましたが、合致していませんでした。切手や駐車料サービス券は金券ですので適正な管理をしてください。

～意見として～

市は、特定の事業、団体等を育成、助長するために公益上必要がある場合、補助金等の交付等に関する規則、要綱等を定め、予算の範囲内で当該事務事業を行うものに対し、補助金を交付しています。

公益性のある効果的な事業を計画し、補助金申請を行い、認められた事業に対し経費が補助されるものです。事象等により事業が変更になる場合は、所管課は団体と連携を図り、規定にのっとった適切な対応をしてください。

今回、事業執行に当たって、新型コロナウイルス感染症による影響等で、事業費が事業計画書にはない研修等の経費に充当されていましたが、その成果を確認できる書類等がありませんでした。

補助金は公金が原資であることから、令和3年度に行かれた様々な研修や、市外及び県外で収集した他の市民活動サポートセンターの事業等を精査し、今後、本センター活動に生かした事業展開により、広く市民への還元に努めてください。

NPO法人トイボックス原町にこにこ保育園

所管課から提出された調書	
所 管 課	こども育成課
補 助 金 名	認定こども園・地域型保育事業所保護者助成事業補助金
対象事業の目的	本市で子どもを産み育てやすい環境の充実と、子育て世代の経済的負担軽減を図ることを目的としている（少子化対策・子育て環境の充実）
対象事業の内容	対象者：市内に住所を有し、市内私立認定こども園・地域型保育事業所在園児の保護者 助成額：利用者負担分
交 付 目 的	認定こども園及び地域型保育事業所を利用する園児の保護者の経済的負担を軽減するため、在園児の保護者に対し利用者負担分を助成する
効 果	子育て世帯の経済的負担軽減に大きく寄与した 子育てしやすい環境整備の推進により、雇用創出等に寄与した 市総合計画の市民アンケートで本市の子育て支援は高い評価を受けている
根 拠 法 令 名	<ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例 ・南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則 ・南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用する園児の保護者に対する助成金交付要綱
交付補助金額	1,935,200円

関係書類、会計帳簿等を確認した結果、本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認められました。

株式会社イマス

所管課から提出された調書	
所 管 課	小高区地域振興課
補 助 金 名	南相馬市旧避難指示区域内店舗等営業運営事業
対象事業の目的	旧避難指示区域内の原子力災害からの復興、企業立地の促進、雇用創出を図ることを目的としている。
対象事業の内容	事業主体 旧避難指示区域内で日常生活に必要となるサービスを提供する事業者 補助対象経費 光熱水費、廃棄物処理費 補助率 1 / 2 以内 補助上限 5,000千円（うち上下水道料 1,000千円）ただし、店舗等の延べ床面積1平方メートル当たり20千円上限
交 付 目 的	旧避難指示区域内において新たに企業を立地し雇用を行う事業所及び日常生活に必要なサービスを提供する店舗等を経営する者に対し、当該事業所及び店舗等の経営に要する経費の一部について、補助金を交付する。
効 果	補助により、原子力災害で旧避難指示区域内から失われた日常生活に必要なサービス提供する事業の再開、創業等を促す。これにより生活の利便性が向上し、旧避難指示区域内への帰還や移住定住する人の増加に寄与した。
根 拠 法 令 名	南相馬市旧避難指示区域内店舗等営業運営費補助金交付要綱
交付補助金額	2,117,000円

関係書類、会計帳簿等確認した結果、本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認められました。